

【近畿運輸局】

(別添様式)

モード	行政処分等の年月日	局コード	事業者の氏名又は名称及び代表者名	フリガナ	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	処分数	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20260113	6	日本交通株式会社(法人番号8120001049042)代表者 澤 志郎	ニホンコウツウカブシキガイシャ	大阪府大阪市西区新町3丁目14番13号	京都営業所	京都府京都市南区上鳥羽苗代町43番地	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	1	道路運送法第27条第3項	令和7年12月9日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)	3	3
4	20260122	6	播磨乃国観光バス株式会社(法人番号6140001038474)代表者 巴 悠介	ハリマノクニカンコウバスカブシキガイシャ	兵庫県たつの市龍野町富永360番地1	本社	兵庫県たつの市龍野町富永360-1	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	1	道路運送法第27条第3項	令和7年10月17日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし1名】(運輸規則第38条第2項)、(3)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施】(道路運送車両法第48条)【運輸規則第45条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(運輸規則第46条)	5	3
4	20260122	6	寝屋川バス株式会社(法人番号8120001148455)代表者 田嶋 仁一	ネヤガワバスカブシキガイシャ	大阪府寝屋川市早子町13番13号4階	兵庫	兵庫県尼崎市北初島町12番2号	文書警告	1	道路運送法第27条第3項	令和7年9月24日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
4	20260129	6	さくら株式会社(法人番号9130001012774)代表者 田島 寛文	サクラカブシキガイシャ	京都府京都市山科区上花山坂尻106番地	本社営業所	京都府京都市山科区上花山坂尻106番地	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	1	道路運送法第27条第3項	令和7年11月6日及び同年11月14日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)	4	4
4	20260130	6	丹後橋立交通株式会社(法人番号5130001042767)代表者 中村 秀雄	タンゴハシダテコウツウカブシキガイシャ	京都府京丹後市大宮町谷内1515番地	大宮	京都府京丹後市大宮町谷内1515番地	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	1	道路運送法第27条第3項	令和7年12月2日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)	3	3